

1 業務名

レンタカー付宿泊旅行商品造成・販売委託業務

2 業務の目的

本市の「観光振興プログラム」の課題として、「二次アクセスの対策強化」が挙げられる。本市では、アクセスに便利な倉敷美観地区に観光客が集中する傾向があるため、周遊観光に便利なレンタカーを空港や駅等で借りて旅行をしてもらうことにより、児島・玉島エリアなど市内の様々なエリアを周遊してもらうことを目的とする。また、それに伴う滞在時間の増加及び宿泊者数の増加を促進する。

3 業務の内容

(1) レンタカー付宿泊旅行商品の造成

- ・レンタカーと宿泊を組み合わせた旅行商品を造成すること。なお、レンタカー1台につき3千円を補助する仕様とする。
- ・ターゲットは主に国内に在住する観光客であるが、訪日外国人観光客も対象に含んでよい。
- ・宿泊施設は倉敷市内に限る。なお、5施設以上と提携すること。
- ・レンタカーを利用開始する営業所は岡山県内の営業所に限る。なお、レンタカー会社は3社以上と提携すること。
- ・レンタカーと組み合わせることで周遊観光が便利になる旨を推奨するような旅行商品を造成すること。

(2) レンタカー付宿泊旅行商品旅行商品の販売

(1) で造成した旅行商品を販売すること。なお、販売時には、「本プランは倉敷市の委託を受けて実施しています。」の文言を添えること。

① 販売期間

6か月以上継続販売すること。

② 料金設定

料金設定については、その設定根拠を示す資料を提出すること。

③ 広報

本事業委託事業者が保有する販売販路のホームページやパンフレット、チラシ等、多様な宣伝媒体を活用し、旅行商品の周知、販売を行い、集客に努めること。

(3) アンケートの実施

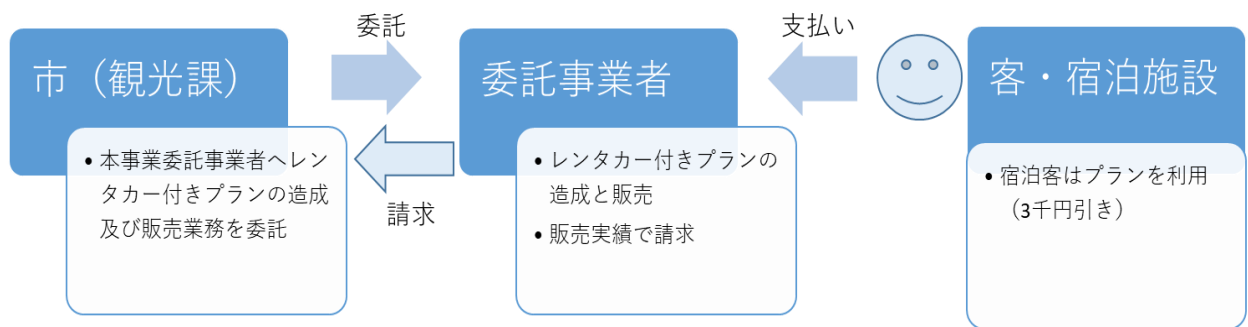
旅行商品購入者に対して、旅行後のアンケートを実施すること。アンケートの内容については、本委託業務の契約後、販売前に委託者と協議の上、決定すること。

(4) 販売状況の報告

造成した旅行商品のパンフレット等を2部提出すること。WEB商品の場合はデータ

を提出すること。毎月1回、販売状況を報告すること。

(5) 実施スキーム図



(6) その他

本仕様書に記載がない事項について、本業務の効果を高めるための独自提案がある場合、加算対象とするので企画提案書に記載すること。

4 提出物

(1) 事業報告書 2部（PDFデータ、紙2部）

(2) 販売実績報告書

業務委託料は販売実績に応じて支払うため、以下の書類を提出すること。

- 販売実績
- 販売したことが証明できる書類等

(3) 業務完了届

5 委託料の支払いについて

販売実績数分と広報費の合計で委託料を支払うものとする。

※内訳 助成金 上限額1,500千円

(1台あたり3千円の助成×先着500台＝1,500千円)

広報費 上限額 500千円

6 業務体制等

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受託者は、本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 本業務にかかる責任者を必ず置くこと。
- (3) 本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務内容及び各業務のスケジュールや進捗管理を行うための実施計画を作成し、契約後、10日以内に委託者の承認を得ること。

7 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と受託者の十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (2) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに委託者と協議すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (4) 募集等に使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮すること。
- (5) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (6) 本業務を実施する上で発注者又は受託者が仕様書の変更を要すると判断した場合は双方協議の上、委託者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (7) その他、成果物に関する疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。